

【特殊車両オンライン申請システム】

許可証の取得方法「変更」のお知らせ

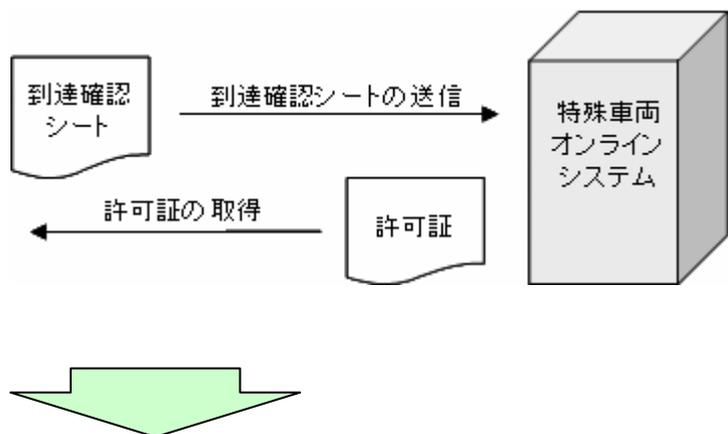
(平成20年8月25日(月) 9時より)

●「政府の認証局の変更」に伴う特殊車両オンライン申請システムの変更です。

＜変更内容＞

- ◇ 許可証がこれまでの「到達確認シートの送信」、「許可証の取得」の手順から、「許可証のダウンロード」により取得出来るようになります。(※申請データ送信アプリケーション操作マニュアル「3.6 電子許可証を取得する」参照)
- ◇ なお、取得方法の変更を行うには別途「証明書のインストール作業」(※証明書インストールマニュアル参照)が必要です。

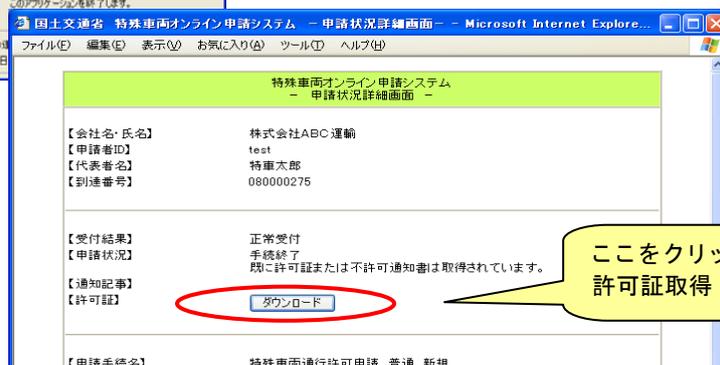
【現在】



【8月25日(月) 9:00以降】



＜申請状況詳細画面＞



注意 申請状況照会にて利用するログインIDとパスワードは、他人に知られることのないよう厳重に管理して下さい。また、パスワードの定期的な変更をお勧めします。

《特殊車両オンラインシステムの変更点》

● 変更点 1

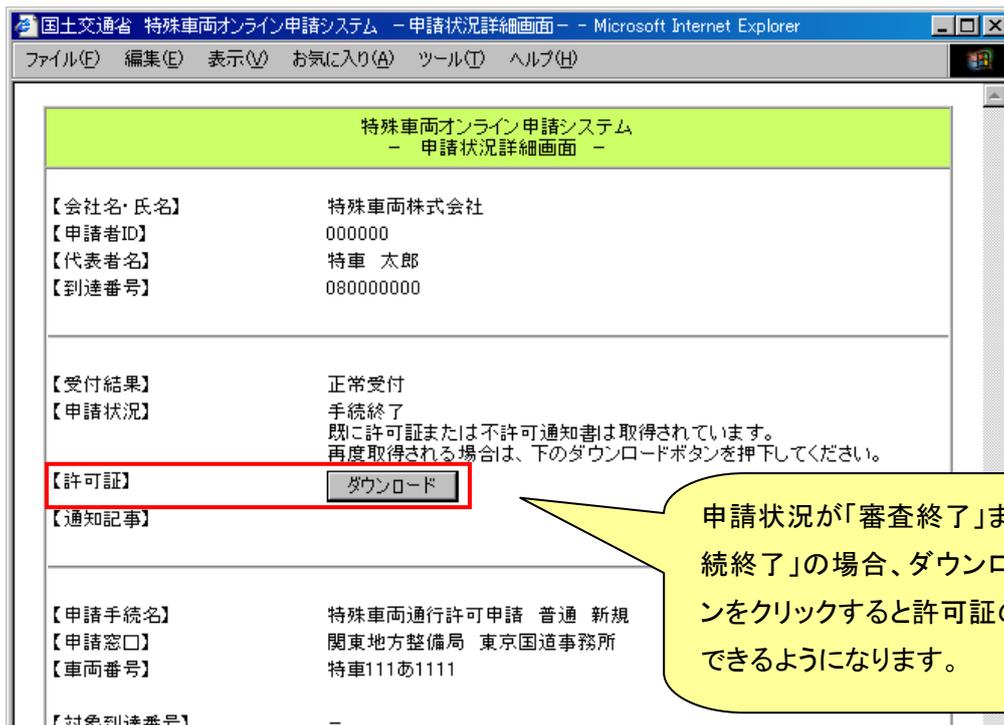
申請データ送信アプリケーションのメニュー画面が変わります。



「申請状況を照会する／許可証を取得する」ボタンを押下すると、申請状況照会 Web画面が開きます。

● 変更点 2

申請状況詳細画面に「許可証」欄が追加され、申請状況が「審査終了」または「手続終了」の場合、許可証のダウンロードボタンが表示されるようになります。



申請状況が「審査終了」または「手続終了」の場合、ダウンロードボタンをクリックすると許可証の取得ができるようになります。